

ひ なん こう どう よう し えん しゃ ひ なん し えん
 ～避難行動要支援者の避難支援～

ち い き し ゃ か い め ざ
 ささえあう地域社会を目指して



さい がい お
 災害は、いつ起こるかわかりません。

いざというときに、みんなでつながり、ささえあうことができるよう、

ひ なん こう どう よう し えん しゃ ひ なん し えん きょうりよく
 避難行動要支援者※の避難支援に、ご協力をおねがいします。

※以下「要支援者」と表記します。

- 高齢化がすすむ中で、将来、だれもが要支援者になりえます。こうしたことをふまえ、この冊子は、地域において、日ごろの見守りやささえあいをもとにした要支援者の避難支援の取組をはじめるきっかけとしていただくために作成しました。
- 災害時に支援を行う際には、地域の支援者は、ご自身やご家族の安全を確保した上で、できる範囲で取り組んでいただくものです。そのため、災害時に支援ができなくても、責任を負うものではありません。
- また、要支援者のみなさまも、さまざまな状況が想定される災害において、かならず助けることができることを約束する取組ではないことをご理解ください。

この冊子は、関西国際大学教育学部教育福祉学科の協力のもと、同大学の学生が当事者団体へのインタビューなどを通して要支援者の避難支援について学び、その気づきをもとに作成しました。

日ごろからみんなで取り組んでいただきたいこと①

避難行動要支援者名簿を活用した地域のつながりづくり

- 地域では、日ごろから気になる方に対し、いざというときに力になりたいけれども、どのように関わればいいのかわからないといった声があります。
- 尼崎市では、ご自身の情報を自主防災会や民生児童委員などの地域の支援者に提供すること
に同意した要支援者の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成し、災害に備えて地域のつながり
づくりに取り組んでいただける地域の支援者に提供しています。
- 名簿を受けとっていただいた地域では、名簿にのっている方へのふだんからの見守り・声かけ、
名簿を活用した避難訓練などのさまざまな活動が行われています。

(避難行動要支援者名簿とは)

詳しくはこちら



- 避難行動要支援者の範囲
①要介護認定者(要介護3以上) ②身体障害者手帳1、2級 ③療育手帳A
④精神障害者保健福祉手帳1級 ⑤難病患者(特定医療費(指定難病)受給者等)
⑥65歳以上のみ世帯(一人暮らし・夫婦等) ⑦その他特に配慮を要する者
- 名簿には避難行動要支援者の①氏名、②生年月日、③性別、④住所、⑤連絡先、⑥要介護度、障害程度などの
支援を必要とする理由などが掲載されています。
- 名簿を受け取った支援者には秘密保持義務があります。名簿に掲載されている避難行動要支援者に関して
知れた秘密を、避難支援等に必要のない理由で第三者に知らせることは禁止されています。

避難行動要支援者名簿を活用した地域の取組

1. 地域内の要支援者の把握
2. 要支援者への日ごろの見守りや声かけ
3. 地域の防災訓練などの町会活動への声かけ
4. 名簿を活用した避難訓練の実施(避難の声かけや安否確認、避難支援など)
5. 電話、訪問などによる安否確認など、地域でさまざまな取組がされています。

あまがさしない しゅうほうさいかい かつどう 尼崎市内の自主防災会の活動



◆ みまも たいしょうしゃ こえ 見守り対象者の声



ふだんから声をかけてもらっているため、とても安心し、頼りになります。
また、「気にかけてくれている」とうれしい気持ちになります。

声かけをしてもらうことで災害のことを考えるようになり、ふだんから
必要な備蓄品を用意したり、防災訓練に参加するようになりました。



～避難行動要支援者名簿の活用～

避難行動時

- 過去の災害では、まわりの人からの「声かけ」により、避難をはじめた事例が多くあり、避難行動をうながすためにも、ご近所同士の声かけが大切とされています。
- とくに日ごろから地域の交流があると、まわり的人也支援者に声かけしやすくなります。また、要支援者も交流のある人からの声かけで、避難行動をとりやすくなります。

名簿がないとき



名簿があるとき



避難後(避難生活)

- 日ごろから、支援を必要とする状況をまわりの人が知っておくことで、支援者は災害時に地域で困っている要支援者に気づけたり、必要な配慮や支援がしやすくなります。また、要支援者も避難先において孤立することがなくなります。

名簿がないとき



名簿があるとき



日ごろからみんなで取り組んでいただきたいこと②

個別避難計画の作成によるささえあいの仕組みづくり

○市は、災害時に要支援者がスムーズに避難できるように、自主防災会や民生児童委員、福祉専門職などの地域の支援者にご協力いただきながら、要支援者お一人おひとりの状況にあわせた個別避難計画の作成を進めています。

○要支援者と地域の支援者がいっしょに①いつ、②どこに、③何を用意して、④どのように避難するかなど、確認しながら個別避難計画を作成することが大切です。

個別避難計画の記載内容

- 要支援者の氏名、性別、生年月日、住所、連絡先、要介護度や障害等の状況、ふだん利用している医療機関や事業所の連絡先等、災害情報の確認方法、避難先、避難に必要な備え、支援関係者、必要な支援内容等を記入します。
- 記載例や記載時の留意点については、6・7ページをご確認ください。

詳しくはこちら



平常時

- ・ 個別避難計画の作成を行うことで、ふだんから要支援者と地域の支援者が災害時に必要な備えを確認することができ、お互いに安心できます。
- ・ 実際に個別避難計画の作成に取り組んでいる地域では、みんなで一緒に取り組むことで、日ごろの見守りや緊急時の連絡網の作成が行われるなど、地域全体でのささえあいにつながっています。

個別避難計画がないとき

個別避難計画があるとき



計画作成に取り組んだ地域の声



計画を作る前とくらべて、対象者のことを自然と気にかけるようになりました。あらためて、いざというときにはふだんからのつながりが大事だと感じました。

「ここは危ない！」とそっせんして危険を伝えることができる地域住民がいると、地域でくらす安心につながります。



若い方々の参加も大切だと思い、1軒1軒訓練参加を呼びかけまわったところ、若い人たちが訓練に参加してくれ、うれしい気持ちになりました。

～個別避難計画の作成～

避難行動時

- 要支援者は、計画に基づき、避難行動のタイミングや避難先の確認、また、必要な持ち出し品などの準備ができていることで、あわてずに避難行動をとることができます。
- 計画を地域のさまざまな支援者に渡しておくことで、災害時に支援者が協力して、避難支援に取り組みやすくなります。

個別避難計画がないとき

個別避難計画があるとき



避難後(避難生活)

- 避難生活での具体的な配慮や支援の必要な内容を計画に記入し、地域の支援者にわたしておくことで、本人が伝えられなくても支援者は必要な配慮ができたり、福祉専門職などの必要な支援につなぎやすくなります。

個別避難計画がないとき

個別避難計画があるとき



◆ 災害時の医療支援体制について

災害時は、保健師等により、避難所の避難者や、必要に応じて自宅等に避難している被災者に対して巡回健康相談等を行うとともに、災害の規模に応じて医療救護チーム(DMAT:国の災害派遣医療チーム、JMAT:日本医師会災害医療チーム)の派遣要請を行うなど、必要な支援を行います。

個別避難計画を記入してみよう(記入のポイント)

- ご本人やご家族で、できる範囲でまずは記入してみましょう。また、記入できない所は、ご協力いただける支援者と話しあいながら、できるところから記入してみましょう。
- 計画内容に変更があった場合は、そのつど内容を更新し、支援者にも渡しておきましょう。

けいかくさくせい ひつよう じょうほう
計画作成に必要な情報

あまがさし
(尼崎市ホームページ)



こべつ ひ なんけい かく ようしき
個別避難計画の様式

あまがさし
(尼崎市ホームページ)



1

洪水、津波、高潮などのハザードマップを確認し、浸水想定を把握しましょう。

2

複数の手段で災害情報入手できるようにしておきましょう。

3

指定避難場所や自宅、親戚宅、緊急一時避難場所(大火災・津波等)など、要支援者ご本人の状況に応じて、多様な避難先を検討しましょう。

4

要支援者やその支援者は警戒レベル3高齢者等避難が発令されたら、安全な場所へ避難しましょう。

5

自宅以外への避難も想定し、要支援者ご本人の状況に応じて必要な物を準備し、防災リュックに入れておくなど、すぐに持ち出せるようにしましょう。

尼崎市 個別避難計画									
■災害への備えと個人情報使用の同意について								作成日 令和5年3月1日	
災害発生時に避難支援等関係者と安全に避難できるよう、平常時においても私に関する情報を避難支援等関係者と共有することに同意します。									
フリガナ 氏名	(自署) アマガサキタロウ 尼崎 太郎	性別	男	生年月日	1935年1月1日	電話番号	06-1234-5678		
ご本人が署名できない場合は、次の項目もご記入ください。									
代理人氏名	尼崎 花子	本人との関係	子		代理人連絡先	070-1234-5678			
本人住所	尼崎市東七松町1丁目23-1 あまがさきマンション北301号室		家族 構成	■ひとり暮らし □同居家族あり (人)					
障害者手帳	■身体障害者手帳 2級(下肢) □療育手帳 ()								
障害者手帳	■精神障害者保健福祉手帳 2級(〇〇症)								
要介護認定	(要介護) 1・2・3・4・5					(要支援) 1・2			
疾病等	人工呼吸器・人工透析・難病 疾病名(〇〇病)								
緊急連絡先 (家族等)	氏名	尼崎 花子	続柄	長女	連絡先	070-1234-5678	備考	市外在住	
	氏名	尼崎 咲子	続柄	次女	連絡先	090-1234-5678	備考	市外在住	
	氏名		続柄		連絡先		備考		
医療機関	名称	〇〇クリニック	連絡先	06-2345-6789	疾患等	高血圧			
	名称	△△病院	連絡先	06-3456-7891	疾患等	喘息			
介護・障害 事業所	名称	デイスサービス △△(毎週〇曜日～〇曜日、〇時～〇時)			連絡先	06-4567-8912			
	名称	デイスサービス △△(毎週〇曜日～〇曜日、〇時～〇時)			連絡先	06-4567-8913			
	名称				連絡先				
□住まいに起こりうる災害は…ハザードマップで確認									
□洪水	浸水想定区域内・区域外	浸水	m	河川名(川)					
□高潮	浸水想定区域内・区域外	浸水	2 m	□津波	浸水想定区域内・区域外	浸水	2 m		
□災害情報をどう確認しますか									
□携帯電話・スマホ (□尼崎市防災ネット □SNS □インターネット)									
□テレビ □ラジオ □FAX □その他 ()									
□どこに避難しますか(避難先等)									
□自宅避難 ※自宅が安全が確保できる場合									
□自宅以外での避難先									
・親戚宅/お知り合い避難(連絡先:)				距離	m	手段			
・緊急一時避難場所 (〇〇マンション)				距離	m	手段			
・指定避難場所 (〇〇小学校)				300 m	車いす	移動時間	7 分		
■ペットを飼っている場合の避難について									
種別(犬) → □一緒に避難する □知人等に預ける									
■避難準備にかかる時間は ⑧									
□家族や支援者への連絡 15 分									
□持ち出し品の準備 10 分									
□家の戸締まり 5 分									
【避難にかかる時間】→⑧+⑧ 計 37 分									
□避難に必要な備え									
□服用薬 (〇〇〇〇、●●●●、△△△△、▲▲▲▲、□□□□ 場所: 冷蔵庫内のヘルプキット)									
□お薬手帳 □入れ歯 □現金 □非常食()日分 □									
□あまやポケット □体温計 □保険証 □飲料水()日分 □									
□ヘルプキット □マスク □タオル □懐中電灯(電池も) □									
□携帯電話・スマホ(充電器も) □メガネ □着替え □簡易トイレ □									

【防災豆知識】 できることから始めよう ～ローリングストック法～

ローリングストック法とは、日常的に非常食を食べて、食べたら買い足すということを繰り返し、つねに新しい非常食を備蓄する方法。この方法ならふだんから食べているものが災害時の食卓に並び、安心して食事をとることができます。備蓄品は食料、水など3～4日分、できたら1週間分を目安にしましょう。

～できることから記入してみよう～

※支援はあくまで日頃の近隣との交流（地域コミュニケーション）に基づき、善意により行われるものであり、支援者は自分の安全、家族の安全を確保することが最優先されるもので、災害発生時において支援ができなくても、責任を負うものではありません。					
■支援について					
福祉協会長 (町会・自治会)	福祉 太郎 (06-5678-9123)		民生児童委員	防災 次郎 (06-6789-1234)	
避難支援者 又は団体 (町会・自治会・ 当事者団体等)	氏名	減災 三郎	連絡先	080-2345-6789	備考
	氏名				
	団体名				
6 この欄は支援者と話し合い、ご協力いただける方を記入しましょう。 ・「避難支援者又団体」欄については、必ずしも個人名ではなく、地域住民全体で取り組む場合は、団体名を記載していただくこともできます。 ・なお、災害時に支援を行う際には、地域の支援者は、ご自身やご家族の安全を確保した上で、できる範囲で取り組んでいただくものです。 そのため、災害時に支援ができなくても、責任を負うものではありません。					
■必要な支援について					
避難時	歩行は可能だが、下肢障害があるため迅速な移動は困難である。普段は車いすを使用している。 また、高齢のため、補聴器を使用しており、大きな声ではっきりと伝えることが必要である。				
避難所生活	他人との接触が苦手であり、混雑した環境ではパニックになる可能性が高い。できるだけ個室環境を用意するか、または、パーティションで区切られた空間での避難所生活が望ましい。 小麦のアレルギーがあるため、配慮が必要。小麦の代わりに米粉を使用したパン、麺類なら食べられる。				
自由 記述欄	〇〇小学校前の道路が狭く、避難者で混雑する可能性がある。混乱しないよう、ゆっくり誘導する必要がある。				
7 声かけなどをする際の注意事項や、食物アレルギーや嚥下障害等の食事に関する配慮事項など、個々の障害特性等に応じて、支援に必要な情報を記載しましょう。					
■避難所への経路					
8 ・安全に避難できる経路を事前に検討し、実際に通って確認しておきましょう。 ・災害時は建物や塀の倒壊などで予定していた避難経路を通れなくなる場合もあります。避難経路は2つ以上を検討しておくことが大切です。					

お役立ちサイト

◆ 尼崎市防災ネットの登録方法

※登録は無料ですが、メール受信料やウェブ接続料が別途必要

(アプリ利用)



(メール登録)

① amagasaki@bosai.net
宛に空メールを送信。



←QRコードから
もメール送信
できます。

② 返信メール内容にしたがい
登録手続きを行ってください。

(その他の登録方法)

尼崎市防災ネット携帯電話用
登録ページから登録できます。



◆ 兵庫県立聴覚障害者 情報センター(携帯版)



◆ NHK災害時障害者の ためのサイト



◆ 気象庁 キキクル (危険度分布)



【防災豆知識】「お知り合い避難」、「在宅避難」のススメ

災害時の避難先は、市が指定した小学校等の避難所に限りません。親戚や友人・知人の家に避難する「お知り合い避難」や、洪水や家屋倒壊などの危険がなく、自宅での安全確保が可能な場合、自宅に留まり安全を確保する「在宅避難」も避難行動の一つです。災害の規模や状況に応じて自らがとるべき避難行動をあらかじめ検討しておくことが大切です。



避難行動要支援者名簿や個別避難計画の取組の詳しい内容については、下記担当までお気軽にお問い合わせください。地域の防災力の向上、災害時にささえあう地域社会の実現のためにご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

尼崎市福祉局福祉部重層的支援推進担当

電話番号 06-6489-6013 ファックス番号 06-6489-6952

メールアドレス ama-sasaeai@city.amagasaki.hyogo.jp

(発行年月) 令和6年3月

◆ 避難行動要支援者の
避難支援の基本的な考え方



尼崎市避難行動要支援者
避難支援指針

◆ 障害の理解と障害のある人への
配慮について



尼崎市障害者差別解消
啓発パンフレット